

(別紙①)

仕様等に対する質問・回答書

令和7年9月3日

(企局第245号 旭川第一発電所など水力発電所12か所の電力売却及び亀島配水場で使用する電気の調達)

質 問 事 項	回 答
提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札書を含む提出書類の日付は、提出日で構いません。
【電気の調達について】 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり、落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	現在の契約電力は1,150kWであり、亀島配水場で使用する電気の調達に係る仕様書と同じです。
【電気の調達について】 現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力は1,150kWです。 また、令和7年度の月毎の最大需要電力は以下のとおりです。 令和7年4月・・・838kW 令和7年5月・・・866kW 令和7年6月・・・864kW 令和7年7月・・・989kW 令和6年度の最大需要電力は亀島配水場で使用する電気の調達に係る仕様書別紙1をご確認ください。 実績を元に契約電力を変更する予定はございませんが、供給期間中に契約電力を超過するおそれがある場合、契約電力の変更を行う場合があります。
【電気の調達について】 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書	供給開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、電気需給契約書（案）第

記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	8条により、本県と落札者との協議の上、契約電力を決定します。 契約単価については、同契約書（案）第12条により、本県と落札者との協議の上、改定することができます。
【電気の調達について】 最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	最大需要電力が契約電力を超過した場合は、本県と落札者との協議の上、適正な契約電力に変更します。
弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	振込手数料は振込人負担で構いません。
請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	毎月7営業日頃の発送で構いません。
【電気の調達について】 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は令和8年4月1日です。
【電気の調達について】 計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	計量日は原則毎月1日で、料金の算定期間は毎月1日から末日までです。計量日が1日以外となる場合は、支払方法について本県及び買受人との協議の上、定めるものとします。

【電気の調達について】 1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。 ①分割請求書の発行対応は必須でしょうか。 ②分割数をご教示ください。 ③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承くださいませでしょうか。 ④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承くださいませでしょうか。 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか） 自動検針装置はついていませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場	請求書を複数に分割する必要はございません。 電気料金は、請求書通りの金額をお支払いします。 亀島配水場については、亀島配水場で使用する電気の調達に係る仕様書のとおり、自動検針記録となっております。 旭川発電所など水力発電所12か所のうち、本県所有の計量器（旭川発電所（旭川第一発電所、旭川第二発電所）、津川発電所、苫田発電所）については、自動検針装置は設置されていません。なお、その他の計量器（新見発電所、加茂発電所、滝ノ谷発電所、梶並発電所、寄水発電所、大町発電所、千屋発電所、真加子発電所）については、一般送配電事業者所有となっておりますので、回答を差し控えます。 契約書および仕様書等に定めのない事項又は契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて本県と落札者で協議します。また、必要に応じて覚書を締
---	---

合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	結することも可能です。
入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。	入札書と入札付属書について、割印、ホッチキス留め等の指定はありません。
【電気の調達について】 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整額は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとします。
【電気の調達について】 弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整額は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるので、契約期間中に算定諸元が変更になる場合がありますが、その際は、電気需給契約書（案）第 12 条により、本県と落札者が協議の上、契約単価を改定することができます。
【電気の調達について】 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認できない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	燃料費等調整額は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとします。 落札業者は、開札後、落札候補者の提出した申出書等の内容が、入札参加資格要件及び入札に関する条件に適合していることを審査した後に決定します。
【電気の調達について】 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第 2 位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしい	電気料金の算定については、落札業者と協議の上、決定することとします。 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとします。

でしょうか。 【電気の調達について】 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承くださいませでしょうか。 保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。 【電気の調達について】 予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。 【電気の調達について】 電気の調達に係る仕様書【その他】非化石価値を含む電力の割合に指定ございますでしょうか。また、FIT 非化石証書（岡山県）を 100% 充てる想定ですが問題ございませんでしょうか。 【電気の調達について】 電気の調達に係る仕様書【その他】非化石価値を含む電力について、FIT 非化石証書（岡山県由来のもの）を 100% 充てる想定ですが問題ございませんでしょうか。	契約単価については、電気需給契約書（案）第 12 条により、本県と落札者との協議の上、改定することができます。 入札保証金の減免に当たっては、入札参加申出を行い事前審査に合格した者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるか、口頭で契約締結の意思確認をさせていただき、その際に減免の可否を判断しお知らせすることとしています。 また、契約保証金について、本入札では岡山県財務規則第 155 条第 3 号の規定による減免は想定しておりません。 予備電源の契約をしています。 契約電力は 1,150kW です。 全量、電力受給契約書（案）により本県から購入した旭川第一発電所など水力発電所 12 か所の電力としてください。 また、その量に応じた非化石価値を証してください。なお、本県に供給する電気が不足する場合は、別途 FIT 非化石証書を充てて構いません。 亀島配水場に供給する電気は、全量電力受給契約書（案）により本県から購入した旭川第一発電所など水力発電所 12 か所の電力に、非化石価値を証してくだ
---	--

か。 【電気の調達について】 供給終了後に特定電源割当証明書または非化石証書の提出は必要でしょうか。必要な場合、契約終了後1回の提出でもご了承いただけますでしょうか。また、弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。 弊社は立ち会いせず初度入札のみ参加し、落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。 【電気の調達について】 複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。 【電気の売却について】 全ての発電所が非FITであるという認識で良いですか。（FITと非FITが混在する場合は、各々仕様の提示をお願いいたします）	さい。なお、本県に供給する電気が不足する場合は、別途FIT非化石証書を充てて構いません。 月毎の使用電気量に非化石価値を証することを想定していますが、証する方法については、本県と落札者との協議後決定します。 また、亀島配水場に供給する電気は、全量電力受給契約書（案）により本県から購入した旭川第一発電所など水力発電所12か所の電力としてください。 初回の入札時に、あらかじめ2回目の辞退届を提出する必要はございません。再度入札を行う場合に辞退届を提出してください。なお、様式指定はしておりませんので、任意の様式で提出してください。 需要場所は1か所ですので、合算請求書の発行は求めません。 全ての発電所が非FIT発電所です。
---	--